

NPO法人 生涯発達ケアセンター さんれんぶ 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO法人 生涯発達ケアセンター さんれんぶと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を群馬県伊勢崎市、太田市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、障害児者およびその保護者、高齢者を含む生涯発達を目指す者に対して、音楽療法・相談支援・通所などの必要な社会資源に関する事業を行い、それらの人々を総合的に支援し、福祉および社会的理解の向上、音楽療法の普及に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 音楽療法事業
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業
- (3) 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
- (4) 発達カウンセリング事業（心理検査・発達検査含）
- (5) 療育事業
- (6) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
- (7) 日帰り短期事業
- (8) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- (9) 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律に基づく必要な事業
- (10) 福祉有償運送事業
- (11) 有償ボランティアナース訪問事業
- (12) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業
- (13) 前各号に係る広報活動（情報収集発信）・啓発事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 活動会員 この法人の目的に賛同して入会し法人の活動に参加する個人又は団体
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事会の議決を経て理事長が別に定める入会申込書により代表に申し込むものとし、代表は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表が別に定める退会届を代表に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、理事会の議決により、当該会員を除名することができる。この場合、理事会において議決する前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款、規則等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員及び職員

(種類及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上7人以内
 - (2) 監事 1人以上3人以内
- 2 理事のうち、1人を代表、1人を代表補佐とする。

(選任等)

第14条 理事は理事会において選任し、監事は総会において選任する。

- 2 代表及び代表補佐は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 代表は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 代表以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

- 3 代表補佐は、代表を補佐し、代表に事故があるとき又は代表が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会の議決及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期)

- 第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。
 - 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第18条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、理事は理事会の議決、監事は総会の議決により、当該役員を解任することができる。この場合、理事会又は総会において議決する前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

- 第19条 役員には、報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数は、役員総数の3分の1以下でなければならない。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表が別に定める。

(職員)

- 第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。
- 2 職員は、代表が任免する。

第4章 総会

(種別)

- 第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

- 第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 監事の選任又は解任
- (6) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事が招集するとき。

(招集)

第 25 条 総会は、第 24 条第 2 項第 3 号の場合を除き代表が招集する。

2 代表は、第 24 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から起算して 20 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は書面に代わる電磁的方法によって、少なくとも総会の開催の日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 3 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の 2 分の 1 以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(社員の表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面、又は書面に代えて電磁的方法により表決し、若しくは他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前 2 項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号、第 52 条及び第 54 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所

- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者、電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、代表が招集する。

- 2 代表は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときには、その日から起算して14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は書面に代わる電磁的方法によって、少なくとも理事会の開催の日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、代表がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(決議事項)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事の表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は書面に代わる電磁的方法により表決することができる。

- 3 前項の規定により表決した理事は、第 36 条、第 37 条第 2 項、第 39 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者、電磁的方法による表決者がある場合にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名しなければならない。

第 6 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 40 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 41 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(財産の管理)

第 42 条 この法人の資産は、代表が管理し、その管理方法は、理事会の議決を経て、代表が別に定める。

(会計の原則)

第 43 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分等)

第 44 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第 45 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 46 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 47 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 48 条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 49 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表が作成し、監事の監査を受け、総会の承認を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 50 条 この法人の事業年度は、毎年 8 月 1 日に始まり翌年 7 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 51 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務を負担し、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 52 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会において、その出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 53 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
- 4 この法人が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定の場合を除き、理事を清算人とする。

(残余財産の処分)

第 54 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散の場合を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、この法人と類似の目的を有する特定非営利活動法人又は社会福祉法人又は地方公共団体から選定し、総会の議決により譲渡するものとする。

(合併)

第 55 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議

決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公示については内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載しておこなう。

第9章 雑則

(細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

| | | | | |
|----------|-----|-----|-----|-------------|
| (1) 正会員 | 入会金 | 0円、 | 年会費 | 0円 |
| (2) 活動会員 | 入会金 | 0円、 | 年会費 | 0円 |
| (3) 賛助会員 | 入会金 | 0円、 | 年会費 | 個人 一口 3000円 |
| | | | | 団体 一口 5000円 |
- 3 この法人の設立当初の役員は、第14条第1項及び第2項の規定にかかわらず、別表のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、設立の日から平成27年9月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立初年度の事業年度は、第50条の規定にかかわらず、設立の日から平成27年7月31日までとする。

別 表

| 役職名 | 氏 名 | 備 考 |
|-----|--------|------|
| 理事 | 中林 亜衣 | 代表 |
| 〃 | 齋藤 里美 | 代表補佐 |
| 〃 | 武井 みゆき | |
| 監事 | 菊地 真理 | |

6 平成27年10月22日 一部変更

この法人の入会金及び年会費は次に掲げる額とする

(1) 正会員 入会金 0円、年会費 0円

(2) 活動会員 入会金 0円、年会費 0円

(3) 賛助会員 入会金 0円、年会費 個人 一口 1000円
団体 一口 5000円

7 平成28年 8月 3日 一部変更 (第5条関係)

8 平成29年 2月 3日 一部変更 (第5条関係)

9 平成29年 7月20日 一部変更 (第2条関係)

10 令和 4年 1月 4日 一部変更 (第2条・3条・5条関係)

11 令和 4年 月 日 一部変更 (第2条・5条・13条・30条・39条・
56条関係)

第九期（令和4年度）事業計画書

（令和4年8月1日 から 令和5年7月31日まで）

NPO法人 生涯発達ケアセンター さんれんぶ

1 事業実施の方針

◇音楽療法の手法を用いて、介護予防が必要な対象者や、障害児に対してアセスメント・セッション・評価を実践展開することにより、高齢者・障害児およびその保護者への支援を行い、音楽療法のさらなる普及と科学的な研究を目指す。また、地域（共生社会）での音楽療法の役割を模索していく。学会代議員として、音楽療法士の国家資格化へ向けて、学会の先生方との情報共有を密にしていき、発信していく。

◇心理・発達面の知識を得ることで、発達障害児とその保護者対象の相談事業を行い、入口の広い支援を構築する。

伊勢崎市及び群馬県の障害児支援の質の向上についても、自立支援協議会や部会を通して発信していく。また、課題の多い「保育所等訪問支援事業」の県内のネットワークを作り、より良い支援を作っていくための協議をおこなえる環境をつくっていく。

◇相談支援専門員として、伊勢崎市・各関係機関と連携し、相談支援事業を行い、対象児者のよりよい福祉サービス利用を促すと共に伊勢崎市の障害福祉への寄与を目指す。また、生活をトータルした計画を心掛け、相談支援専門員としての技量を向上させることを目指す。

群馬県相談支援専門員協会役員として、県の相談支援の質の向上と、人材育成を取り組むべき課題とし、研修の企画や、仕組みづくりに取り組んでいく。

◇行政との連携をさらに深め、高齢者や障害児者が地域で不自由なく暮らせるよう、地域包括ケアの推進に努め、総合的に支援していく。インクルーシブの視点を持ち、助けあっていける地域をつくっていく。

◇医療的ケアの必要な小児に対する理解を広め、円滑な支援体制の構築を目指す。群馬県自立支援協議会サブ協議会（医療的ケア）の委員として現場の声を行政に届けていく。その他、様々な立場から県との協議を円滑にすすめる。群馬県医療的ケア児支援センターの設置に向けて、県への発信をより強化し、連携し、動いていく。

◇障害児通所支援事業では、重症心身障害及び医療的ケアの必要な子どもたちが地域でよりよく生きていけ、成長できるよう、職員一同安全な看護と質の高い療育が提供できるよう、努めていく。引き続き各関係機関との連携を深め、重症心身障害児及び医療的ケア児が市内で暮らしていける社会資源として、今後も努力していく。また医療的ケア児の卒後

の進路先の社会資源不足を鑑みて、生活介護事業所の開設に向け、土地や建物等の準備を進めていく。

◇「医療的ケア児及びその家族に対する 支援に関する法律」ができて一年が経ったが、まだ子どもたちと家族を支える社会資源が不足、既存のサービスで賄いきれないことも多い。法人として、全国に150の会を持つ、「キャンナス」を発会、また、準備が整い次第、福祉有償運送事業を開始、家族のニーズに応えられるようにしていく。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

| 事業名 | 事業内容 | 実施 予定 日時 | 実施 予定 場所 | 従事者 の予定 人数 | 受益対象者 の範囲及び 予定人数 |
|--|---|--|---------------------------------|------------------------------|---|
| 音楽療法事業 | 音楽療法の手法を使用したサービスの提供。(アセスメント・セッション・評価) | 令和4年 8月1日 より 利用者 の希望 日に行 う | 法人事 務所内 外 | 2名 他、学生 ボラン ティア | 対象：障害児者、 高齢者 (個人・グルー プ・施設等) 個人・グループ： 約35名 施設：10施設 |
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業 「びあ」 「びあ・おおた」 | 発達気になる児、及びその保護者の相談に応じる。地域で生活するために適切なサービス利用に向けて、サービス等利用計画を作成し、継続して計画の見直し(モニタリング)を行う。 | 令和4年 8月1日 より (伊勢崎 月・火・ 木・金 9時～17 時) | 法人事 務所内 および 利用者 の自宅 | 4名 | 伊勢崎市・太田 市、近隣市町村に 住む発達が気にな る児とその保護 者、障害者 約250人 |
| 児童福祉法に基づく 障害児相談支援事業 「びあ」 「びあ・おおた」 | びあ：伊勢崎市より委託を受け、調査業務(補助業務含む)等をおこなう。 | (太田 月・火・ 水・金・ 土 9時 ～17時) | | | |
| 発達カウンセリング 事業(心理検査・発達 検査含) | 発達気になる児、及びその保護者の相談に応じる。心理検査・発達検査を実施し、児や保護者の現在の課題と今後の対策を見つけ、助言していく。 | 令和4年 8月1日 より | 法人事 務所内 | 1名 | 発達が気になる 児とその保護者 約10名 |

| | | | | | |
|--|--|--|---|--|--|
| <p>児童福祉法に基づく障害児通所支援事業「こども多機能型事業所 ブーケ」</p> | <p>主たる対象を重症心身障害児とした、児童発達支援事業及び放課後等デイサービスを提供する多機能施設を運営。「発達支援」と「地域でよりよく暮らす」ことを大きな目的とし、個別支援計画作成のもと、療育を提供する。 <u>主な療育内容</u>：音楽療法・マッサージ・動作法・デジタルあそび・電子機器を使用した意思疎通支援・感覚統合訓練・散策活動</p> | <p>令和4年 8月1日 より 月～金 曜日</p> | <p>法人従 たる事 務所</p> | <p>13名</p> | <p>重症心身障害児認定を受けた18歳以下の障害児（1日の定員5名）</p> |
| <p>児童福祉法に基づく障害児通所支援事業「保育所等訪問・相談支援事業所 ぴあ」</p> | <p>保育所等を現在利用中、又は今後利用する予定の発達の気になる幼児・児童に対し、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援をおこなう。また、保育所等の職員に対し、専門的なアドバイスをおこなう</p> | <p>令和4年 8月1日 より 主に水 曜日、 他、訪 問先 の指 定の日</p> | <p>法人主 たる事 務所 お よび訪 問先 (こ ども 園・ 保 育 園・ 小 学 校 な ど)</p> | <p>2名</p> | <p>県内在住の障害児及び保育所等の職員</p> |
| <p>日帰り短期事業「リズム」</p> | <p>介護を行う者が、病気・出産・事故・冠婚葬祭などにより一時的に障害児を介護できなくなった場合等、必要に応じて、宿泊を伴わない日帰り利用で施設を利用し、日常生活上の支援や療育を行う。</p> | <p>令和4年 8月1日 より 月～金 曜日開 所予定</p> | <p>法人従 たる事 業所</p> | <p>13名(障 害児通 所支援 事業と 兼務)</p> | <p>県内在住の障害児（1日の定員3名）</p> |
| <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業（事業所名未定） ※令和7年4月頃の開所を目指す</p> | <p>医療的ケアが必要な障害者及び重症心身障害者に対し、主として昼間に入浴や排泄、食事などの介護、生活相談、創作的活動の提供を行う。医療的ケア・健康観察等も行う。</p> | <p>令和4年 8月1日 より 事業所 設立の ための 準備を 開始</p> | <p>未定</p> | <p>未定</p> | <p>市内及び近隣在住の医療的ケア者及び重症心身障害者</p> |
| <p>福祉有償運送事業</p> | <p>公共交通機関によって要介護者、身体障害者等に対する十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合に、NPO法人等</p> | <p>令和5年 1月より</p> | <p>法人事 務所内 外</p> | <p>2名</p> | <p>市内及び近隣在住の障害者及び高齢者</p> |

| | | | | | |
|--------------------------|---|--------------------|-----------------------------------|---------------------------------|-------------------|
| | が、実費の範囲内であり、営利とは認められない範囲の対価によって、乗車定員11人未満の自家用自動車を使用して会員に対して行うドア・ツー・ドアの個別輸送サービス | | | | |
| 有償ボランティア ース訪問事業 | 地域に住む登録ボランティアが家族の代わりとなって、訪問先で介護の手伝いをする。 | 令和4年 10月より | 法人事務所内 外 | 2名(職員)他、 登録ボランティア | 市内及び近隣在住の障害者及び高齢者 |
| その他、この法人の目的を達成するために必要な事業 | その他、法人の目的を達成するために必要な事業を行う | 令和4年 8月1日 より | 法人職員 | | 一般市民等不特定 多数 |
| 前各号に係る広報活動(情報収集発信)・啓発事業 | ホームページの活用推進:ホームページの情報発信性を高め、他の団体及び広く世間一般を対象として事業内容等の発信頻度を高め効率良い活用を実践する。 SNSによる発信:法人の活動内容等を各種SNSで紹介する 啓発事業:法人の目的を周知、また、知識の共有ができる研修会・セミナー・イベントの実施 | 令和4年 8月1日 より | 法人事務所内 外、ウェブサイト 上、公共施設 他 | 1名 補助職員2名、 ボランティア スタッフ | 一般市民等不特定 多数 |

(備考)

- 1 設立の当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書をそれぞれ別葉として作成する。
- 2 「2 事業の実施に関する事項」は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 「2(1)特定非営利活動に係る事業」については、事業ごとに事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所、従事者の予定人員、並びに受益対象者の範囲及び予定人数をそれぞれ記載する。
- 4 「2(1)特定非営利活動に係る事業」のうち「受益対象者の範囲及び予定人数」の欄には、具体的な受益対象者及び予定人数を記載する。
- 5 「2(2)その他の事業」については、事業ごとに事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所及び従事者の予定人数をそれぞれ記載し、該当する事業を行わない場合にあっては記載を要しない。

第十期（令和5年度）事業計画書
（令和5年8月1日 から 令和6年7月31日まで）

NPO法人 生涯発達ケアセンター さんれんぶ

1 事業実施の方針

◇音楽療法の手法を用いて、介護予防が必要な対象者や、障害児に対してアセスメント・セッション・評価を実践展開することにより、高齢者・障害児およびその保護者への支援を行い、音楽療法のさらなる普及と科学的な研究を目指す。また、地域（共生社会）での音楽療法の役割を模索していく。学会代議員として、音楽療法士の国家資格化へ向けて、学会の先生方との情報共有を密にしていき、発信していく。

◇心理・発達面の知識を得ることで、発達障害児とその保護者対象の相談事業を行い、入口の広い支援を構築する。

伊勢崎市及び群馬県の障害児支援の質の向上についても、自立支援協議会や部会を通して発信していく。また、課題の多い「保育所等訪問支援事業」の県内のネットワークを作り、より良い支援を作っていくための協議をおこなえる環境をつくっていく。

◇相談支援専門員として、伊勢崎市・各関係機関と連携し、相談支援事業を行い、対象児者のよりよい福祉サービス利用を促すと共に伊勢崎市の障害福祉への寄与を目指す。また、生活をトータルした計画を心掛け、相談支援専門員としての技量を向上させることを目指す。伊勢崎市の基幹相談支援センターへ職員を派遣し、児童分野の相談支援の中核を担っていけるよう、努力していく。

群馬県相談支援専門員協会役員として、県の相談支援の質の向上と、人材育成に取り組むべき課題とし、研修の企画や、仕組みづくりに取り組んでいく。

◇行政との連携をさらに深め、高齢者や障害児者が地域で不自由なく暮らせるよう、地域包括ケアの推進に努め、総合的に支援していく。インクルーシブの視点を持ち、助けあっていける地域をつくっていく。

◇医療的ケアの必要な小児に対する理解を広め、円滑な支援体制の構築を目指す。群馬県自立支援協議会サブ協議会（医療的ケア）の委員として現場の声を行政に届けていく。その他、様々な立場から県との協議を円滑にすすめる。県への発信をより強化し、連携し、動いていく。

◇障害児通所支援事業では、重症心身障害及び医療的ケアの必要な子どもたちが地域でよりよく生きていけ、成長できるよう、職員一同安全な看護と質の高い療育が提供できるよう、努めていく。引き続き各関係機関との連携を深め、重症心身障害児及び医療的ケア児

が市内で暮らしていける社会資源として、今後も努力していく。また医療的ケア児の卒後の進路先の社会資源不足を鑑みて、生活介護事業所の開設に向け、建物等の準備や人員の募集等を具体的にしていく。

◇「医療的ケア児及びその家族に対する 支援に関する法律」ができて二年が経ったが、まだ子どもたちと家族を支える社会資源が不足、既存のサービスで賄いきれないことも多い。法人として、「キャンナス」や、福祉有償運送事業をおこない、あらゆるニーズに応えられるよう、努力していく。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

| 事業名 | 事業内容 | 実施 予定 日時 | 実施 予定 場所 | 従事者 の予定 人数 | 受益対象者 の範囲及び 予定人数 |
|--|--|--|---------------------------------|--------------------------|---|
| 音楽療法事業 | 音楽療法の手法を使用したサービスの提供。(アセスメント・セッション・評価) | 令和5年 8月1日 より 利用者 の希望 日に行 う | 法人事 務所内 外 | 2名 他、学生 ボラン ティア | 対象：障害児者、 高齢者 (個人・グルー プ・施設等) 個人・グループ： 約35名 施設：10施設 |
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業 「びあ」 「びあ・おおた」 | 発達的气になる児、及びその保護者の相談に応じる。地域で生活するために適切なサービス利用に向けて、サービス等利用計画を作成し、継続して計画の見直し(モニタリング)を行う。 | 令和5年 8月1日 より (伊勢崎 月・火・ 木・金 9時～17 時) | 法人事 務所内 および 利用者 の自宅 | 4名 | 伊勢崎市・太田 市、近隣市町村に 住む発達が気にな る児とその保護 者、障害者 約270人 |
| 児童福祉法に基づく 障害児相談支援事業 「びあ」 「びあ・おおた」 | びあ：伊勢崎市より委託を受け、調査業務(補助業務含む)等をおこなう。 | (太田 月・火・ 水・金・ 土 9時 ～17時) | | | |
| 発達カウンセリング事業(心理検査・発達検査含) | 発達的气になる児、及びその保護者の相談に応じる。心理検査・発達検査を実施し、児や保護者の現在の課題と今後の対策を見つけ、 | 令和5年 8月1日 より | 法人事 務所内 | 1名 | 発達が気になる 児とその保護者 約10名 |

| | | | | | |
|---|--|--|--|-------------------|---------------------------------|
| | 助言していく。 | | | | |
| 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業 「こども多機能型事業所 ブーク」 | 主たる対象を重症心身障害児とした、児童発達支援事業及び放課後等デイサービスを提供する多機能施設を運営。「発達支援」と「地域でよりよく暮らす」ことを大きな目的とし、個別支援計画作成のもと、療育を提供する。 <u>主な療育内容</u> ：音楽療法・マッサージ・動作法・デジタルあそび・電子機器を使用した意思疎通支援・感覚統合訓練・散策活動 | 令和5年 8月1日 より 月～金 曜日 | 法人従 たる事 務所 | 13名 | 重症心身障害児認定を受けた18歳以下の障害児（1日の定員5名） |
| 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業 「保育所等訪問・相談支援事業所 びあ」 | 保育所等を現在利用中、又は今後利用する予定の発達の気になる幼児・児童に対し、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援をおこなう。また、保育所等の職員に対し、専門的なアドバイスをおこなう | 令和5年 8月1日 より 主に水 曜日、 他、訪問 先の指 定の日 | 法人主 たる事 務所お よび訪 問先 (こども園・ 保育園・小 学校など) | 2名 | 県内在住の障害児及び保育所等の職員 |
| 日帰り短期事業「プリズム」 | 介護を行う者が、病気・出産・事故・冠婚葬祭などにより一時的に障害児を介護できなくなった場合等、必要に応じて、宿泊を伴わない日帰り利用で施設を利用し、日常生活上の支援や療育を行う。 | 令和5年 8月1日 より 月～金 曜日開 所予定 | 法人従 たる事 業所 | 13名(障害児通所支援事業と兼務) | 県内在住の障害児（1日の定員3名） |
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業 (事業所名未定) ※令和7年4月頃の開所を目指す | 医療的ケアが必要な障害者及び重症心身障害者に対し、主として昼間に入浴や排泄、食事などの介護、生活相談、創作的活動の提供を行う。医療的ケア・健康観察等も行う。 | 令和5年 8月1日 より 事業所 設立の ための 準備を 開始 | 未定 | 未定 | 市内及び近隣在住の医療的ケア者及び重症心身障害者 |

| | | | | | |
|--------------------------|---|----------------|-----------------------|-------------------------|-------------------|
| 福祉有償運送事業 | 公共交通機関によって要介護者、身体障害者等に対する十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合に、NPO法人等が、実費の範囲内であり、営利とは認められない範囲の対価によって、乗車定員11人未満の自家用自動車を使用して会員に対して行うドア・ツー・ドアの個別輸送サービス | 令和5年 8月より | 法人事務所内外 | 2名 | 市内及び近隣在住の障害者及び高齢者 |
| 有償ボランティアナース訪問事業 | 地域に住む登録ボランティアナースが家族の代わりとなって、訪問先で介護の手伝いをする。 | 令和5年 8月より | 法人事務所内外 | 2名(職員)他、登録ボランティア | 市内及び近隣在住の障害者及び高齢者 |
| その他、この法人の目的を達成するために必要な事業 | その他、法人の目的を達成するために必要な事業を行う | 令和8年 8月1日より | 法人職員 | | 一般市民等不特定多数 |
| 前各号に係る広報活動(情報収集発信)・啓発事業 | ホームページの活用推進:ホームページの情報発信性を高め、他の団体及び広く世間一般を対象として事業内容等の発信頻度を高め効率良い活用を実践する。 SNSによる発信:法人の活動内容等を各種SNSで紹介する 啓発事業:法人の目的を周知、また、知識の共有ができる研修会・セミナー・イベントの実施 | 令和8年 8月1日より | 法人事務所内外、ウェブサイト上、公共施設他 | 1名 補助職員2名、ボランティアスタッフ | 一般市民等不特定多数 |

(備考)

- 1 設立の当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書をそれぞれ別葉として作成する。
- 2 「2 事業の実施に関する事項」は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 「2(1)特定非営利活動に係る事業」については、事業ごとに事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所、従事者の予定人員、並びに受益対象者の範囲及び予定人数をそれぞれ記載する。
- 4 「2(1)特定非営利活動に係る事業」のうち「受益対象者の範囲及び予定人数」の欄には、具体的な受益対象者及び予定人数を記載する。
- 5 「2(2)その他の事業」については、事業ごとに事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所及び従事者の予定人数をそれぞれ記載し、該当する事業を行わない場合にあつては記載を要しない。

様式9

第九期（令和4年度）活動予算書（案）

令和4年8月1日 から 令和5年7月31日 まで

NPO法人 生涯発達ケアセンターさんれんぶ

(単位:円)

| 科 目 | 金 額 | |
|--------------------------|------------|------------|
| I 経常収益 | | |
| 1 受取会費 | | |
| 入会金・正会員受取会費 | 0 | |
| 賛助会員受取会費 | 50,000 | 50,000 |
| 2 受取寄付金 | 150,000 | 150,000 |
| 3 受取助成金等 | 0 | 0 |
| 4 業務委託金等 | 4,000,000 | 4,000,000 |
| 5 事業収益 | | |
| 音楽療法事業収益 | 400,000 | |
| 療育事業収益 | 0 | |
| 広報・啓発事業収益 | 20,000 | |
| 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業 | 38,000,000 | |
| 日帰り短期事業 | 1,200,000 | |
| 特定相談支援事業 | 200,000 | |
| 障害児相談支援事業収益 | 7,500,000 | |
| 発達カウンセリング事業（心理検査・発達検査）収益 | 20,000 | |
| 福祉有償運送事業 | 60,000 | |
| 有償ボランティアナース訪問事業 | 120,000 | |
| 障害福祉サービス事業（生活介護）収益 | 0 | 47,520,000 |
| 5 その他収益 | | |
| 受取利息 | 0 | |
| 雑収益 | 50,000 | 50,000 |
| 経常収益計 | | 51,770,000 |
| II 経常費用 | | |
| 1 事業費 | | |
| (1) 人件費 | 32,000,000 | |
| 法定福利費 | 3,200,000 | |
| 人件費計 | 35,200,000 | |
| (2) その他経費 | | |
| 業務委託費 | 750,000 | |
| 接待交際費 | 200,000 | |
| 印刷製本費 | 500,000 | |
| 旅費交通費 | 200,000 | |
| 教材費 | 300,000 | |
| 燃料費 | 400,000 | |
| 通信運搬費 | 600,000 | |
| 衛生管理費 | 200,000 | |
| 消耗品費 | 1,800,000 | |
| 漏託費 | 120,000 | |
| リース料（車両、コピー機） | 1,600,000 | |
| 水道光熱費 | 600,000 | |
| 飲食費 | 80,000 | |
| 地代 家賃 | 3,480,000 | |
| 広告宣伝費 | 50,000 | |
| 減価償却費 | 2,500,000 | |
| 保険料 | 900,000 | |
| 租税公課 | 100,000 | |
| 研修費 | 100,000 | |
| 手数料 | 400,000 | |
| 雑費 | 150,000 | |
| 施設備品費 | 500,000 | |
| 事業費計 | | 50,730,000 |
| 2 管理費 | | |
| (1) 人件費 | 0 | |
| 法定福利費 | 0 | |
| 人件費計 | 0 | |
| (2) その他経費 | | |
| 手数料（経理委託） | 730,000 | |
| 支払利息 | 130,000 | |
| 管理費計 | | 860,000 |
| 経常費用計 | | 51,590,000 |
| 当期経常増減額 | | 180,000 |
| 前期繰越正味財産額 | | 9,844,525 |
| 次期繰越正味財産額 | | 10,024,525 |

様式9

第十期（令和5年度）活動予算書（案）
 令和5年8月1日 から 令和6年7月31日 まで
 NPO法人 生涯発達ケアセンター さんれんぶ
 (単位:円)

| 科 目 | 金 額 | |
|---------------------------|------------|------------|
| I 経常収益 | | |
| 1 受取会費 | | |
| 入会金・正会員受取会費 | 0 | |
| 賛助会員受取会費 | 50,000 | 50,000 |
| 2 受取寄付金 | 150,000 | 150,000 |
| 3 受取助成金等 | 0 | 0 |
| 4 業務委託金等 | 7,000,000 | 7,000,000 |
| 5 事業収益 | | |
| 音楽療法事業収益 | 400,000 | |
| 療育事業収益 | 0 | |
| 広報・啓発事業収益 | 20,000 | |
| 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業 | 38,000,000 | |
| 日帰り短期事業 | 1,200,000 | |
| 特定相談支援事業 | 200,000 | |
| 障害児相談支援事業収益 | 8,000,000 | |
| 発達カウンセリング事業（心理検査・発達検査含）収益 | 20,000 | |
| 福祉有償運送事業 | 60,000 | |
| 有償ボランティアアナース訪問事業 | 120,000 | |
| 障害福祉サービス事業（生活介護）収益 | 0 | 48,020,000 |
| 5 その他収益 | | |
| 受取利息 | 0 | |
| 雑収益 | 50,000 | 50,000 |
| 経常収益計 | | 55,270,000 |
| II 経常費用 | | |
| 1 事業費 | | |
| (1) 人件費 | 35,000,000 | |
| 法定福利費 | 3,500,000 | |
| 人件費計 | 38,500,000 | |
| (2) その他経費 | | |
| 業務委託費 | 750,000 | |
| 接待交際費 | 200,000 | |
| 印刷製本費 | 500,000 | |
| 旅費交通費 | 200,000 | |
| 教材費 | 300,000 | |
| 燃料費 | 400,000 | |
| 通信運搬費 | 600,000 | |
| 衛生管理費 | 200,000 | |
| 消耗品費 | 1,800,000 | |
| 委託費 | 120,000 | |
| リース料（車両、コピー機） | 1,600,000 | |
| 水道光熱費 | 600,000 | |
| 飲食費 | 80,000 | |
| 地代 家賃 | 3,480,000 | |
| 広告宣伝費 | 50,000 | |
| 減価償却費 | 2,500,000 | |
| 保険料 | 900,000 | |
| 諸会費 | 200,000 | |
| 租税公課 | 100,000 | |
| 研修費 | 100,000 | |
| 手数料 | 400,000 | |
| 雑費 | 150,000 | |
| 施設備品費 | 500,000 | |
| 事業費計 | | 54,230,000 |
| 2 管理費 | | |
| (1) 人件費 | 0 | |
| 法定福利費 | 0 | |
| 人件費計 | 0 | |
| (2) その他経費 | | |
| 手数料（経理委託） | 730,000 | |
| 支払利息 | 130,000 | |
| 管理費計 | | 860,000 |
| 経常費用計 | | 55,090,000 |
| 当期経常増減額 | | 180,000 |
| 前期繰越正味財産額 | | 10,024,525 |
| 次期繰越正味財産額 | | 10,204,525 |